

成績評価報告・講評									
科目名(キャンパス・曜・時限)			知的財産法Ⅲ (青山 月曜 3限)						
担当者			菊池純一						
受講者総数			361 名						
成績評価の対象としなかった者 (X評価の者)の人数			27 名 (7.5 %)						
X評価の者を除く成績評価比率									
AA	11 %	A	21 %	B	29 %	C	25 %	XX	14 %
学部所定の成績評価比率と異なる場合にはその理由									
おおよそ、学部所定の比率となっている。									
試験問題／レポートの課題									
問1 (20点) 冒認出願とは何かを説明せよ。また、判例としてはどのようなケースが確認されているのかを付け加えよ。 問2 (20点) 職務発明訴訟において、「特許を受ける権利」は、どのような権利として考えられているのか。次の視点から説明せよ。 (1) 外国において特許を受ける権利との関係から見て (2) 使用者(会社等)の貢献の度合いとの関係から見て 問3 (30点) 知的財産権の「消尽」とは何かを、次の二つの視点から説明せよ。 (1) 物品の販売と知的財産権との関係。 (2) 間接侵害行為と二重利得との関係。 質問4 (30点) キルビイ特許事件は、慣行的合意形成あるいは通説をどのように変えたのか。その要点項目を列挙して、説明せよ。									
出題の意図									
特許制度に係る特徴的な法的視座を3問出題した。また、近年における特許制度改正の起因となった判例に関する問題を1題出した。 解答にあたっては、授業中に配布した資料(毎回A4で4頁分。)を基本にして、種々の参考文献、関連判例等を調べ、その解答内容を豊かにすることを期待した。 特に、「消尽論」については、その法理の原則論から逸脱したケースを説明できるか否かを期待した。									
講評									
シラバスの評価基準に基づいて、採点したが、今回は、3年生の中に100点満点を記録した者が多くいた。反面、XXの評価となった者が4年生に多くいた。その理由として、個別の事情も含め、多々考えられるが、少なくとも、1) 毎回の授業に出席をしていた者が、良く勉強した。2) ケース・スタディーの講義内容を少なくとも、やや、理解度にバラつきが生じた。この二点であると推論する。 個別の問題について見ると、「キルビイ特許事件」については、講義資料以外の資料を使って勉強した者が目立った。「職務発明訴訟」については、講義資料の判例と他の判例を比較分析した者が十数名いた。「冒認出願」については、大半の者が良い解答を作成した。 採点にバラつきが生じたのは、「消尽論」の問題である。特許権の範囲を実施するという行為についての理解が不完全であったことが大きな原因であると考ええる。									